

1. 使用手続

(1) 予約

- ①施設の空き状況を確認してください。
- ②使用する前月の1日から申請できます。 ※合宿・大会の場合は通年で申請できます。
- ③使用形態により、以下の申請書類を窓口・FAX・Eメールいずれかの方法で提出してください。
 - ・研修室 → 申請書
 - ・艇置場 → 申請書、別紙様式、置艇使用者名簿
 - ・宿泊室 → 申請書、使用計画書、宿泊者名簿、食事申込表
 - ・インクルヨット → 申請書、置艇使用者名簿※安全上、インクルヨットを使用できるのは、艀装・解装・出着艇・沈処理等の基本的技術を有する方のみとし、18歳未満の使用には責任者の海上監視が必要です。

(2) 使用

- ①管理棟窓口にて事務室職員から使用の許可を受けてください。
 - ・研修室 → 鍵及びチェックリストの受取り ※許可は予約時間の5分前以降
 - ・艇置場 → 艇の種類及び数量を申告
 - ・インクルヨット → 申請書控えの受取り
- ②クラブハウスにてハーバー職員の指示を受けてから使用を開始してください。
 - ・研修室 → チェックリストを提示
 - ・艇置場 → 艇置場所の確認
 - ・インクルヨット → 申請書控えの提示及びインクルヨットの受取り
- ③クラブハウスにてハーバー職員に使用の終了を報告してください。
 - ・研修室 → 現状復帰後、チェックリストを管理棟窓口に返却
 - ・艇置場 → 搬出場所を確認
 - ・インクルヨット → 使用状況の確認

(3) 支払い

- ①管理棟窓口にて以下の方法によりお支払いください。
 - ・当日に現金または各種キャッシュレス決済でのお支払い
 - ・請求書による後日銀行振込 ※申請時にお知らせください。
- ②領収書が必要な方はお申し出ください。

(4) 艇置場更新申請

- ①年単位で艇置場を使用する場合は、許可期限内に更新手続きを行ってください。
- ②許可期限を過ぎても更新申請がないままに放置される艇については、日割り計算で置艇料を請求させていただきますのでご注意ください。
- ③置艇料未払いのまま、1ヶ月を超えて放置される艇については、処分料請求の上、管理者により処分させていただきますのでご注意ください。

(5) 出・着艇手続き

- ①出艇前は必ず出艇申告書に必要事項を記入してください。
- ②着艇後はただちに事故の有無を帰着申告書に記入してください。

(6) 艇搬出入手続き

- ①置艇者が許可期限内に搬出を行う際は搬出届に必要事項を記入してください。
- ②再搬入の際は提出済の搬出届にサインしてください。

2. 使用時間

(1) 開閉門時間 ※ヨットハーバー及び艇庫棟

- ①平日 → 8時00分～日没時刻
- ②土・日曜日及び祝日 → 8時00分～17時15分

(2) 出着艇時間

9時～閉門時間の30分前

(3) 延長時間

合宿や大会で使用する場合は、申請時の申告をもって開閉門時間の前後1時間の延長が可能です。ただし、その場合も着艇時間の延長はできません。

3. 使用料

別紙のとおり

4. 休館日

- (1) 第1第3水曜日
- (2) 年末年始(12月28日～1月3日)

5. 艇置場及びレンタルヨットの使用範囲

- (1) クラブハウス及び艇庫棟のシャワー・トイレ
- (2) 指定の艇置場及び艇洗い用の水道
- (3) 修理庫（休憩・修理場所として）及び屋外マスト置場
- (4) 活動中に艇が破損し、閉門時間後に修理が必要となった場合、ハーバー職員の許可を得て、艇庫棟で作業を行うことができます。ただし、艇庫棟に空きスペースがある場合に限り、21時を限度とします。また、高校生以下の使用については責任者の管理下で行うものとし、作業終了後は責任者が管理棟事務室に報告してください。

6. 艇の保管

- (1) 艇は必ず指定された場所に保管してください。
- (2) 気象状況等に気を配り、安全な置艇を心がけてください。荒天時の増し締めや艇移動は自己責任で行ってください。
- (3) 不十分な艇保管が原因による自艇・他艇への損傷及び盗難・災害等による損害賠償責任は一切負いませんので予めご了承ください。

7. 現状復帰

施設や備品の使用を終える際はもとの状態に回復してください。故意または過失によってき損、または、滅失したときは損害賠償していただく場合があります。

8. ルール・マナー

- (1) 本施設はディンギーヨット専用のヨットハーバーですので、目的に相違する行為（港内での釣り、クルーザーの係留・停泊、ディンギーヨット以外の置艇等）は禁止します。
- (2) ゴミで海を汚さないよう、シーマンとしてのエチケットを守ってください。
- (3) 漁船の前後や漁場の近くを帆走するときは十分な間隔をあけてください。
- (4) 衣類・工具等の私物は使用の都度、お持ち帰りください。長期間、放置される物品については処分させていただきますのでご注意ください。
- (5) 修理等で出たゴミは指定の場所に捨ててください。また、産業廃棄物や粗大ゴミの処分は各自で行ってください。
- (6) 施設内での火気の使用は禁止します。
- (7) 施設内は全面禁煙です。
- (8) 施設内でペットを同伴される方は、糞尿の処理等、マナーを守ってください。

9. 安全規定

- (1) 海上活動を行う際は必ず救命胴衣を着用してください。
- (2) 19歳未満の方は必ず責任者の監視下で海上活動を行ってください。
- (3) 装備品の整備・点検を怠らないよう心がけてください。（マスト・ステー・ロープ類・安全備品等）
- (4) 気象・海象変化には十分に注意して異変を感じたら早めに帰着してください。
- (5) 海上活動を行う際、海水浴場及び護岸付近及び戸仲漁港・光井港・西ノ浜漁港入り口付近及びフィッシングパーク付近には近寄らないでください。
- (6) 事故等のトラブルを起こした艇の責任者の方は帰着後ただちに報告してください。
- (7) 海上ルールを遵守して事故のないよう心がけてください。
 - ①艇同士が出会う際はお互いに声をかけ合う。
 - ②ポート艇はスターボード艇、風上艇は風下艇、後続艇は先行艇をそれぞれ避ける。
 - ③港内は減帆し、出港艇を優先させる。
- (8) 帆走は定められた「帆走区域」内で行ってください。

